

平成28年度予算編成方針について

内閣府が公表した8月の月例経済報告によると、「景気は、このところ改善テンポにばらつきもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とし、先行きについては「各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。」とする一方で、「海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクや金融資本市場の変動に留意する必要がある。」と指摘している。

また、東京都においては、「収入の太宗を占める都税収入は、足元では堅調に推移しているものの、そもそも景気の動向に左右されやすい不安定な構造にあり、海外経済の先行きが不透明さを増す中、今後の減収リスクにも留意が必要である。」とし、その上、「法人住民税の一部が国税化されたことに加え、地方法人課税の更なる不合理な見直しなど、都の財源が更に奪われる可能性」もあるとしている。

区財政は、平成 26 年度決算において、前年度に続き特別区税と都区財政調整交付金がともに増収となり、経常収支比率は 80.4%と、前年度に比べ 2.8 ポイント下がり、3 年連続の改善となった。一方、平成 26 年度税制改正の法人住民税の一部国税化に加え、国が今後更なる税源偏在是正措置を講ずる可能性もあることから、本区においても大きな影響を生じさせる恐れがあり、今後も予断を許さない状況であることに変わりはない。

こうした中、平成 28 年度は、計画期間の最終年度を迎える基本構想実施計画に盛り込まれた事業を着実に実施するため、子育て支援、高齢者施策をはじめ、区民施設や学校施設の整備など大きな財源を必要とする事業についても着実に推進するとともに、折り返しを迎えた文京区基本構想の実現に向けた更なる施策を展開していく必要がある。

また、社会保障関係経費の更なる増加や 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組などの区政の課題にも的確に対応していかなければならない。

そのためには、中長期にわたり安定的かつ健全な財政基盤を確立し、維持することが不可欠であり、引き続き、行財政改革の歩を進め、個々の事業について不断に見直すとともに、「納税者」の視点を大切にされた行財政運営を行い、区民満足度を高めていかなければならない。

こうした視点に立ち、平成 28 年度予算は、下記に定める方針により編成する。

記

1 基本的な考え方

(1) 基本構想実施計画への着実な取組

基本構想の実現に向け、一つ一つの事務事業を効率的で実効性の高いものへと磨き上げていくことで、実施計画の着実な取組となる予算を編成する。

また、社会状況等の変化に迅速・的確に対応すべく、必要度の高い施策については次期実施計画の策定を待つことなく積極的に予算を編成する。

(2) 重点施策

基本構想の体系により、平成 28 年度予算編成において、次に掲げる重点的に推進すべき優先度の高い施策を重点施策として展開する。

- ア 基本構想実施計画の実行に関するもの
- イ FIRST-ONEの施策
- ウ 子育て支援施策・教育施策
- エ 高齢者施策
- オ まち・ひと・しごと創生に関する施策
- カ 区制 70 周年記念に関する施策
- キ 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの推進に関する施策
- ク 地球温暖化対策の強化につながる施策
- ケ 災害対策など危機管理の強化につながる施策
- コ 行財政改革推進計画【平成 24 年度～28 年度】の実行に関わるもの

(3) 枠配分による予算編成

別紙に掲げる枠配分の手法により、施策全般について区民要望や議会の動向を的確に把握し、納税者の視点を大切にされた予算編成を行う。

各部は、部内での議論を深め、重点施策を積極的に立案するとともに、限られた財源の中、主体性と自律性を発揮して予算編成に取り組むこと。

また、事業の見直しを行うとともに、事業の継続に当たっても、着実な見込みと実績を踏まえること。

(4) 行財政改革への取組

行財政改革推進計画【平成 24 年度～28 年度】についても、最終年度として、その目的である区民サービスの向上に向けて、効果的な事業実施や多様な主体との協働など、予算に可能な限り反映させること。また、行政評価を活用した事業見直しについては、3年間の評価結果を予算に適切に反映させること。

2 予算編成の方針

(1) 経費の見積方針

- ア 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性を厳しく見極め、既存事業の抜本的見直しや類似事業との統合を行うなど徹底したスクラップ・アンド・ビルドを前提とし、各部に配分される一般財源と各部に属する特定財源

の範囲内で経費を見積もること。

また、新規事業の予算化に当たっては、原則として、終期を設定し、後年度の負担を明らかにした上で見積もること。

イ 既存事業については、事業の効果や優先順位等に留意し、部を超えた統合等も視野に入れ、より実効性を高める手法へと見直しや再構築を図ること。

なお、経費の見積りに当たっては、厳しく実績を踏まえることとし、決算状況を徹底的に分析し、原則として、過去3か年実績の上限を超える経費の見積りはしないこと。

ウ 各種補助金については、平成27年5月に策定した「文京区補助金に関するガイドライン」に基づき作成した「補助金チェックシート」により、補助金交付の基本方針に照らした十分な検証を行い、課題及び今後の方向性を踏まえ、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。

また、補助金の創設に当たっても、「補助金チェックシート」を作成し、補助金交付の基本方針に照らした十分に検討を行った上で、事業構築を行うこと。

(2) 内部努力の徹底

ア 事務事業の実施に当たっては、組織、人事、予算執行などあらゆる観点で更に徹底した内部努力を尽くすこと。

イ 人件費については、引き続き徹底した抑制に努めること。

ウ 区有施設の整備については、緊急性などの観点から十分精査を行い、真に必要なものに限ること。

建設コストについては、計画・建設から維持管理までの各段階において、品質確保を踏まえながら、民間活力等を積極的に導入することにより、縮減に鋭意努めること。その際、将来の維持管理経費の縮減策を盛り込むこと。

なお、土木工事についても一層のコスト縮減に努めること。

さらに、工事費の高騰などの社会経済状況変化や工事内容の把握に努め、単価等積算根拠を十分精査した上で、必要な経費を適切に見積もること。

また、施設等の維持管理経費については、使用料等受益者負担の積算基礎となることから、経費の見直しを図ることはもとより、管理運営の一元化を進めるなど、更なる縮減に努めること。

エ 情報システムについては、住民サービスの向上と業務改革の視点から、費用対効果を十分検証し、有効性に乏しいシステムは抜本的に見直すこととし、効率的なシステム運用を行うこと。

また、経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、職員配置の見直し及び後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

(3) 歳入の確保

ア 特別区税については、引き続き徴収努力を行い、徴収率の更なる向上を図ることにより、税収の確保に努めること。

特に滞納に対しては、現年度分への早期対応、過年度からの繰越分については可能な限り滞納整理手法による徴税努力を尽くすこと。

イ 国庫支出金及び都支出金については、国や都の予算編成の動向を踏まえ、積極的な確保に努めること。

ウ 使用料及び手数料等を改定する場合は、今後示す予定の受益者負担の適正化に向けた使用料及び手数料等の改定方針(平成 28 年度改定)に基づき見積もること。

エ 財産収入については、未利用財産の活用などを積極的に進め、歳入の確保に努めること。

オ 貸付金等に係る償還金などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ること。

カ その他の歳入についても、財源を的確に把握し、収入確保に努めること。

3 組織及び職員定数の方針

(1) 新規事業の実施又は事務量の増に伴う組織及び所要人員については、既存の組織、事業及び既存施設の運営の見直し等を徹底し、必要度、重要度のより高い事業への職員の配置により対応することとし、組織の増を抑制するとともに、新たな人員増の抑制に努めること。やむを得ず新たな増員を行う場合は、原則として部内調整により増員を抑制すること。

また、既存の事務事業についても、徹底した見直しを行い、職員配置の適正化に努めること。

(2) 組織及び職員定数の見直しについては、上記のほか、行財政改革推進計画の方針に基づき、取り組むこと。

区 分		予算編成方法及び経費の内容
枠配分対象経費	主体的経費	各部に配分される一般財源と自らが積算する特定財源により、主体的及び自律的に予算編成を行う。 枠配分対象外経費(義務的経費・政策的経費)以外の経費
	義務的経費	各部に一般財源を配分せずに予算編成を行う。 ① 職員給与費及び企画政策部財政課(以下「財政課」という。)が指定する職員給与費に準じるもの ② 法令や条例に基づく扶助費 ③ 特別会計繰出金(財政課が指定するもの) ④ 分担金・負担金(財政課が指定するもの) ⑤ 公債費
枠配分対象外経費	政策的経費	各部に一般財源を配分せずに予算編成を行う。 ① 重点施策の個別事業として認められた新規事業及びレベルアップ事業のレベルアップ分に係る経費 ② 事業規模等が安定していない事業費(財政課が指定するもの) ③ 施設改修工事費等及び工事に伴う関係経費(財政課が指定するもの) ④ 電算システム開発及び企画政策部情報政策課所管の電算システムの維持管理費 ⑤ 用地等の取得・処分に係る経費及び区立施設に係る借地料等 ⑥ 備品購入費(一件 100 万円以上の物品及び車両) ⑦ 債務負担行為等に係る事業費(財政課が指定するもの) ⑧ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に基づく指定管理料 ⑨ 会計管理室、監査事務局、選挙管理委員会事務局及び区議会事務局に係る経費 ⑩ 積立金 ⑪ 予備費 ⑫ 繰入金等、主に財政課が所管する財源に係るもの(財源対策) ⑬ 臨時的・緊急避難的な措置を必要とする事業費(財政課が指定するもの)